平３１医務保険第１２９号

平成３１年(2019年)４月２２日

各病院の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

4月27日から5月6日までの10連休に係る診療時間変更等に係る取扱いについて

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

これは、平成31年4月27日から5月6日までの10連休中に、診療に対応するため診療日や診療時間を変更する場合は、医療法に基づく届出は不要とされたものです。

医務保険課

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939